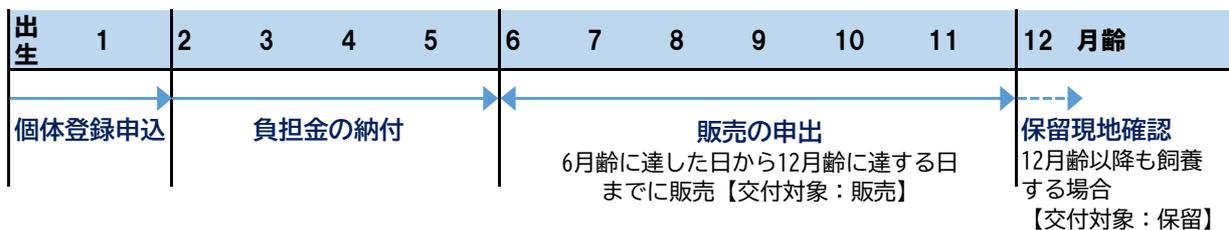


肉用子牛生産者補給金制度 交付契約後の事務手続の流れ

生産者用

子牛 1 頭ごとに、生産者から農協等への連絡が必要です

黒毛和種の補給金の交付が続いていますが、手続漏れにより交付対象外となる事例も発生しています。
手続の漏れ・遅延となった場合は、生産者補給金の交付対象外となります。
期限までに確実に手続(農協等への連絡・申出等)を行ってください。



1 個体登録申込

肉用子牛が満2月齢に達する日(2月齢-1日)までに、個体登録申込をしてください。

2 生産者負担金の納付(=個体登録完了)

各都道府県の指定協会が定める日までに、生産者負担金を納付してください。

※ 納付時期や納付方法(振込、引落等)は、農協等によって異なります。

※ 生産者負担金の最終納付期限は、6月齢-1日です。

3 販売、死亡等の申出

販売した場合や、死亡等した場合は、速やかに申し出てください。

※ 農協等が市場データから販売を把握できる場合は、生産者からの申出を省略できる場合があります。

※ 現金取引による販売は、制度の対象とはなりません。特に相対取引ではご注意ください。

4 その他

交付契約申込内容に変更があった場合は、速やかに農協等にご連絡ください。

変更手続に漏れがあると、過去に遡り交付された補給金等を返還していただく場合があります。

- 【例】
- 個人だったものが法人化した。
 - 親族に代替わりした。
 - 家族内だが親と子供で経営を分離した。(牛舎が別、経理・税務処理が別 等)
 - 法人の株主に変更があった